

調査意見書

受理番号 107-114		学校 高等学校		教科 商業		種目 財務会計 I		学年	
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	判定			
	ページ	行							
1	表見返 ②		「損益計算書」の下「注」EDINET (p. 207参照) 以下, 17ページ11行目「EDINET」の上参照ページ「▶P. 207」も同様。	不正確である。	3-(1)				
2	23	2 - 3	財務諸表の構成要素とは…計上すべき要素をいう。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (財務諸表の構成要素が意思決定有用性を向上させるためのみに計上するものであるかのように読める。)	3-(3)				
3	23	3 - 5	日本の概念フレームワークでは…下記の要素について学習する。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (断定的に過ぎる。)	3-(3)				
4	61	1 - 25	「レッツトライ」の「圧縮記帳」の全体	発展的な学習内容であることが明示されていない。	2-(17)				
5	61	18 - 19	また, 直接控除方式による圧縮記帳の処理を行った。	生徒にとって理解し難い表現である。 (説明が不足しており理解し難い。)	3-(3)				
6	66	9	減価償却の手続きにより配分される。	生徒にとって理解し難い表現である。 (どのように配分されるのかが分からない。)	3-(3)				
7	77	囲み	3行目下の図の「法律上の権利」の「ソフトウェア」	生徒にとって理解し難い表現である。 (ソフトウェアが法律上の権利とする理由が分からない。)	3-(3)				
8	95	15 - 18	「契約負債」の全体 以下, 95ページ側注③の全体も同様。	生徒にとって理解し難い表現である。 (130ページ19行目から20行目の記述との関係が整理されておらず理解し難い。)	3-(3)				
9	105	9	「評価・換算差額等」の上参照ページ「▶P. 116」	不正確である。	3-(1)				
10	109	28	未払配当金	生徒にとって理解し難い表現である。 (未払配当金勘定を用いることの説明が無く理解し難い。)	3-(3)				

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

調 査 意 見 書

受理番号 107-115		学校 高等学校		教科 商業		種目 財務会計 I		学年	
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	判定			
	ページ	行							
1	12	11	株式を発行して調達した資金は、当座預金に振り込まれるので	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (断定的に過ぎる。)	3-(3)				
2	72	1 - 22	「特別講義」の「圧縮記帳」の全体	発展的な学習内容であることが明示されていない。	2-(17)				
3	241	19 - 20	本書では…中心に学習する。	生徒にとって理解し難い表現である。 (文意が理解し難い。)	3-(3)				
4	276	9 - 11	かつては簿記と財務会計を…分かれていました。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (断定的に過ぎる。)	3-(3)				
5	277	2	簿記が最も得意とすることは、帳簿を用いた財産管理！	生徒にとって理解し難い表現である。 (断定的に過ぎる。)	3-(3)				
6	278	図	中央「EDINET」の画面の下「THE WHY HOW DO COMPANY株式会社」	特定の営利企業の宣伝になるおそれがある。	2-(7)				
7	279	囲み	左上「決算公告」の6行目から8行目「新聞や各企業のWebページにおいて公告される。」 以下、折り込み8の「6月29日」の説	生徒にとって理解し難い表現である。 (会社法に照らして記述が整理されておらず理解し難い。)	3-(3)				
			明文「官報または日刊新聞等に公告する。」も同様。						

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

調 査 意 見 書

受理番号 107-116		学校 高等学校		教科 商業		種目 財務会計 I		学年	
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	判定			
	ページ	行							
1	口絵①		左下「注 会社法に関する法務省令には、この他に会社法施行規制…」の「会社法施行規制」	誤記である。	3-(2)				
2	3	側注①	討議資料…投資のポジションという。以下、3ページ側注②「「概念フレームワーク」…投資の成果という。」も同様。	生徒にとって理解し難い表現である。 (「概念フレームワーク」が何か分からず3ページ行目から10行目「企業の…などである。」の記述との関係が整理されておらず理解し難い。)	3-(3)				
3	6	3	企業成果	生徒にとって理解し難い表現である。 (説明が無く理解し難い。)	3-(3)				
4	12	9 - 14	従来は、企業会計原則を管轄…包括的に移管された。	生徒にとって理解し難い表現である。 (記述が整理されておらず理解し難い。)	3-(3)				
5	16	囲み	「会計処理…継続性の原則」の2行目「継続性の原則が問題としている変更」	生徒にとって理解し難い表現である。 (何を問題としているのかが分からない。)	3-(3)				
6	20	表題	「財務諸表の様式・区分表示」の「区分表示」	生徒にとって理解し難い表現である。 (本文に「区分表示」の記述が無く理解し難い。)	3-(3)				
7	22	囲み	「考えてみよう」の全体 以下、22ページ下囲み「「簿記」で学習した…考えてみよう。」も同様。	生徒が自ら活動を行えるよう適切な配慮がされていない。	2-(14)				
8	42	上表	「その他の債権」の「未収入金」	生徒にとって理解し難い表現である。 (90ページ「その他の流動資産の種類」の「未収入金」の記述と異なり理解し難い。)	3-(3)				
9	55	側注	吹き出しの15行目から21行目「買い主が立て替えた利息は、次回の利払日に買い主が受け取る利息と合わせて回収することになるよ。」	生徒にとって理解し難い表現である。 (文意が理解し難い。)	3-(3)				
10	71	囲み	「研究」の4行目から5行目「帳簿価額に振り戻さなければならない。」	生徒にとって理解し難い表現である。 (本文における「帳簿価額」が何か分からない。)	3-(3)				

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

調 査 意 見 書

受理番号 107-116		学校 高等学校		教科 商業	種目 財務会計 I	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	判定
	ページ	行				
11	101	側注③	定額法の償却率 以下、101ページ側注⑤「定額法の償却率」も同様。	生徒にとって理解し難い表現である。 (説明がなく理解し難い。)	3-(3)	
12	110	囲み	吹き出しの「工事負担金を受け取ったときは工事負担金受贈益勘定(特別利益)で…処理するんだ。」	生徒にとって理解し難い表現である。 (工事負担金は何であるか、どのような取引の場合に工事負担金受贈益勘定を用いるのかの説明が無く理解し難い。)	3-(3)	
13	139	側注②	本来的には、純資産のうち…本書では、自己資本と純資産を同じ意味で用いる。	生徒にとって理解し難い表現である。 (文意が理解し難い。)	3-(3)	
14	149	囲み	「例1」「例2」「例3」の全体	生徒にとって理解し難い表現である。 (発行形態と仕訳の根拠の説明が整理されておらず理解し難い。)	3-(3)	
15	172	側注	吹き出し「繰越利益剰余金勘定が貸方残高ということは、マイナスの状態であるから、株主に配当することができないよ。」	生徒にとって理解し難い表現である。 (記述の意味が分からない。)	3-(3)	
16	176	側注②	本来的には、純資産のうち…本書では、自己資本と純資産を同じ意味で用いる。 以下、176ページ「貸借対照表」貸方の「純資産」, 「自己資本」も同様。	生徒にとって理解し難い表現である。 (177ページ「純資産」の図と違い理解し難い。)	3-(3)	
17	205	12 - 14	この投資のリスクからの解放の考え方は、企業会計原則における実現主義に代わる考え方となっている。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (断定的に過ぎる。)	3-(3)	
18	216	12 - 13	履行義務の充足に係る進捗度は、コストにもとづくインプット法によって見積もる。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (断定的に過ぎる。)	3-(3)	
19	226	囲み	6行目下の図の「企業会計上の計算」の「×50%」	生徒にとって理解し難い表現である。 (記述の内容が何を示すのかが分からない。)	3-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

調 査 意 見 書

受理番号 107-117		学校 高等学校		教科 商業		種目 財務会計 I		学年	
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	判定			
	ページ	行							
1	表見返 1	囲み	「会社法」の「債権者保護」	生徒にとって理解し難い表現である。 (9ページ6行目「会社法会計は、株主や債権者の保護を目的」の記述との関係が分からない。)	3-(3)				
2	表見返 1	脚注	その他、主にEU域内で適用されるIFRS会計…米国会計基準 (US-GAAP) などがある。	生徒にとって理解し難い表現である。 (記述の根拠が分からない。)	3-(3)				
3	6	図	「貨幣的評価の公準」の「1万円の株券…なる」「1億円の土地…なる」の「なる」, 「経営者の手腕…ならない」の「ならない」	生徒にとって理解し難い表現である。 (記述の意味が分からない。)	3-(3)				
4	12	3 - 4	一般原則とは、損益計算書および貸借対照表の作成に共通する基本的な考え方を定めたものです。 以下、17ページ3行目から4行目「企業	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (記述の内容のみであるかのように読める。)	3-(3)				
			会計原則は…定めたもの」も同様。						
5	22	囲み	下「③ 純資産の部」の「資本金：株式会社が最低限維持しなければならない金額」	生徒にとって理解し難い表現である。 (152ページ表の「資本金」の記述に照らして理解し難い。)	3-(3)				
6	38	側注	下吹き出し「小切手の廃止にともない」 以下、39ページ側注の吹き出し「小切手の廃止にともない」も同様。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (断定的に過ぎる。)	3-(3)				
7	38	側注	下吹き出し「現在、新規に口座を作ることはできません。」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (断定的に過ぎる。)	3-(3)				
8	41	囲み	「銀行勘定調整表」の「銀行残高」の「加算」後の金額「¥665,000」	誤りである。	3-(1)				
9	46	囲み	4行目下の吹き出しの1行目「手形は廃止され」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (断定的に過ぎる。)	3-(3)				

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

調査意見書

受理番号 107-117		学校 高等学校		教科 商業		種目 財務会計 I		学年	
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	判定			
	ページ	行							
10	59	14	電子記録債権を買い戻す 以下、60ページ8行目「電子記録債権を買い戻す」も同様。	生徒にとって理解し難い表現である。 (文意が理解し難い。)	3-(3)				
11	63	囲み	イラスト下の右手の札「棚卸減耗費」	表記が不統一である。 (70ページ6行目, 8行目, 12行目「棚卸減耗損」)	3-(4)				
12	71	囲み	12行目下「期末実地棚卸高」の下「商品評価損が生じていないとき(正味売却価額>原価)は」の「>」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「商品評価損が生じていないとき」は必ず「原価」よりも「正味売却価額」のほうが大きいと誤解する。)	3-(3)				
13	82	8 - 9	通常、端数利息の受け渡しが問題となります。	生徒にとって理解し難い表現である。 (「問題」が何を意味するのが分からない。)	3-(3)				
14	100	囲み	「はじめに」の下のイラストの「販売費一般管理費」、吹き出しの「販売費」、112ページの表「販売費及び一般管理費」	表記が不統一である。	3-(4)				
15	101	2 - 3	建物や機械装置などの建設や製作は、完成して引き渡しを受けるまでに長い期間がかかるため	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (完成から引き渡しまでの期間が長いように読める。)	3-(3)				
16	107	1 - 11	「取替法」の全体	生徒にとって理解し難い表現である。 (処理方法が「減価償却とは異なり」とあるにもかかわらず、「減価償却」で学習する理由が分からない。)	3-(3)				
17	125	表	3行目下の表の「ソフトウェア」の全体	生徒にとって理解し難い表現である。 (ソフトウェアを「法的資産(法律上の権利)」とする理由が分からない。)	3-(3)				
18	195		17行目「g」の仕訳の下「¥4,800,000」	相互に矛盾している。 (193ページ「元帳勘定残高」の8行目の中段「長期借入金」の金額「4,650,000」)	3-(1)				
19	203	側注	吹き出し「③純損益計算は、臨時的・偶発的に生じた損益です。」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「臨時的・偶発的に生じた損益」が純損益と誤解する。)	3-(3)				

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

調査意見書

受理番号 107-117		学校 高等学校		教科 商業		種目 財務会計 I		学年	
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	判定			
	ページ	行							
20	229	囲み	「はじめに」の上のイラストの吹き出しの全体	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (断定的に過ぎる。)	3-(3)				
21	236	囲み	「はじめに」の上のイラスト吹き出し「御社のバッグ素晴らしいデス! 100ドルで売ってクダサイ」	生徒にとって理解し難い表現である。 (「デス」や「クダサイ」をカタカナで書く理由が分からない。)	3-(3)				
22	240	5	前受金を支払ったとき	生徒にとって理解し難い表現である。 (文意が理解し難い。)	3-(3)				
23	254	3	法人税法上の利益 以下、254ページ4行目、8行目「法人税上の利益」も同様。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (法人税法では利益を用いるかのように読める。)	3-(3)				
24	292	側注	吹き出し「純資産は本来、自己資本と新株予約権をあわせたものですが」	生徒にとって理解し難い表現である。 (記述の「自己資本」が何を示すのかが分からない。)	3-(3)				
25	298	囲み	「6 資産回転率」の「基本式」の「①受取勘定回転率」の式の「受取勘定」の引き出し線の「電子記録債権+売掛金」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (受取勘定が記述の内容のみであるかのように誤解する。)	3-(3)				
			以下、298ページ側注の上の吹き出し「受取勘定(売上債権)とは、電子記録債権と売掛金の合計のことです。」も同様。						
26	304	囲み	「趨勢損益計算書(一部)」の下の計算式「 $\text{¥45,000}/\text{¥40,000} \times 100 = 112.5\%$ 」 以下、「 $\text{¥42,000}/\text{¥40,000} \times 100 = 105.5\%$ 」	不正確である。	3-(1)				
			」も同様。						
27	304	囲み	「趨勢損益計算書(一部)」の下の計算式「 $\text{¥42,000}/\text{¥40,000} \times 100 = 105.5\%$ 」の「105.5」	誤りである。	3-(2)				

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

調 査 意 見 書

受理番号 107-117		学校 高等学校		教科 商業		種目 財務会計 I		学年	
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	判定			
	ページ	行							
28	314	4 - 6	親会社と子会社の財務諸表を①単純合算したうえで、②連結修正仕訳（連結会計特有の修正手続き）をおこないます。	生徒にとって理解し難い表現である。 （記述の通り「財務諸表」を作成しておらず理解し難い。）	3-(3)				
			以下、315ページ図も同様。						
29	318	11	資本金など 以下、318ページ23行目、319ページ2行目「資本金など」も同様。	生徒にとって理解し難い表現である。 （「資本金など」と表記をする理由が分からない。）	3-(3)				
30	324	図	「支配獲得後の連結」の「決算日」の「連結S/S」	生徒にとって理解し難い表現である。 （説明が無く理解し難い。）	3-(3)				

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。